

組合員の声から生まれて

新発売

団体契約で10%割引

生協組合員とご家族の介護保障

コープの

介護

保険

介護一時金

をお支払いする制度です。

医療保険基本特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険

介護医療保険料控除対象 ※傷害死亡保険金部分を除く

もしも所定の介護状態になった場合  
資金面でお役に立ちます。

介護一時金を受け取ることができるので安心!  
ご自身に、そしてご両親にもどうぞ。

安心設計

満79歳まで  
継続加入  
できます!



介護の負担をしっかりとサポートするラッコの妖精です! 清潔好きな動き者! っていわれています。

●満40～満69歳までの方が新規加入の対象です。(満79歳まで継続可能です)

# 「公的介護保険」のことをご存知ですか？

高齢化が進むにつれ、  
介護が必要な人は年々増え続けています。  
**公的介護保険は、現金支給ではなく**  
**“介護サービスの給付”が原則です。**

要介護認定者数の推移 (単位:万人)



厚生労働省によると、  
要介護(要支援)認定者数は2010年度は約506万人となり、公的介護保険制度がスタートした2000年度に比べると、認定者数は約2倍に増えています。

## 「公的」介護保険の給付対象者は？

### 40～64歳の場合 (第2号被保険者)

老化を原因とする特定疾病(※右表)による要介護認定状態である人が給付対象者になります。

要介護認定が必要 右記の疾病による	要介護認定が必要 右記の疾病による
●筋萎縮性側索硬化症	●早老症
●後縦靭帯骨化症	●脳血管疾患
●骨折を伴う骨粗しょう症	●パーキンソン病関連疾患
●多系統萎縮症	●閉塞性動脈硬化症
●初老期における認知症	●がん(がん末期)
●脊髄小脳変性症	●関節リウマチ
●脊柱管狭窄症	●慢性閉塞性肺疾患
●糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症	●両側の膝関節または股関節に 著しい変形を伴う変形性関節症

### 65歳以上の場合 (第1号被保険者)

原因を問わず全ての要介護状態である人が給付対象者になります。

私たちが公的介護保険のサービスを受けるには、**条件が必要なんだね!?**



つまり公的介護保険の場合、**交通事故で要介護状態になったとしても給付は受けられないのね...**



【生命保険文化センター「介護保障ガイド」2009年10月改訂版】

## 初期費用はいくら必要？

もし、世帯主や配偶者が要介護状態になったら、どのくらいの資金を用意しておけば安心かというアンケートの平均は308万円でした。  
公的介護保険適用外のもの以下のものが考えられます。

用意しておきたい金額  
平均  
**308万円**

これは自己負担...

公的介護保険適用外の一例	
車いす	4万～50万円
特殊寝台	15万～50万円
ポータブルトイレ	1万～6万円
ホームエレベーター	200万～300万円
階段昇降機	50万円～
リフト	20万～50万円
紙おむつ	1.2万円
配食サービス	1食当たり600円～
有料老人ホーム	入居金 0～4,000万円 利用料(1人/月) 10万～30万円

【生命保険文化センター「介護保障ガイド」2009年10月改訂版】



生命保険文化センター実施調査「公的介護保険の範囲外の費用※としてどのくらいの金額を用意すれば安心か」

※公的介護保険の適用外の費用とは、住宅改修や介護用品購入などの初期費用や、月々かかる費用などをさす。

【生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」平成21年度】

## 必要な介護にいくらかかる？

55歳で歩行・食事・入浴など生活全般に支障が生じ、要介護3状態になったと仮定して在宅での介護の場合を考えてみましょう。土日は同居人が面倒をみるものとします。

	介護サービスの内容	単価・回数	介護料金例
一ヶ月分 初期費用	週1回の訪問看護	8,300円×5回(週1回)	41,500円
	週5回の訪問	4,020円×22回(週5日)	88,440円
	デイケア	7,170円×13回(週3日)	93,210円
	ショートステイ	8,580円×3日	25,740円
	福祉用具貸与(車いす、特殊寝台)		25,000円
	福祉用具購入(ポータブルトイレ)		40,000円
	住宅改修(トイレ、階段の手すりなど)		160,000円

● 全て自己負担の場合(1ヶ月あたり)

**473,890円**

● 公的介護保険の給付がある場合(1ヶ月あたり)

**38,240円**

(初期費用)

**20,000円**

【生命保険文化センター「介護保障ガイド」2012年8月改訂版】

## 「コープの介護保険」にご加入ならば...



たとえば、**交通事故で膝骨折と頸椎捻挫により**  
**足、手先に障害が残り介護が必要になった場合...**

コープの介護保険  
に加入していて  
よかった!

Aさん・60歳  
**介護一時金  
500万円コースに加入**

月額保険料 **1,800円**

年齢や原因は関係ないので、本制度で定める所定の要介護状態となり、**介護一時金をお受け取り**いただけます。

◎ **介護一時金 500万円**

# コース別 保険料

- 満40～満69歳までの方が新規加入の対象です。(満79歳まで継続可能です)
  - 保険期間は1年です。毎年1月1日更新です。 ●5歳きざみで保険料が変わります。★
  - 解約返戻金はありません。 ●団体割引10%を適用しています。
- ※年齢とは補償開始日時点の満年齢になります。補償開始日についてはP8のスケジュール一覧をご確認ください。

介護医療保険料  
控除対象

※傷害死亡保険金部分を除く

\*保険料は男女同額です。

介護一時金  
**500万円**コース

●支払対象外日数 / 90日

介護一時金 **500万円**

傷害死亡保険金 **100万円** (天災危険補償特約付き)

新規加入 満69歳まで	
被保険者年齢	月額保険料
40～44歳	150円
45～49歳	270円
50～54歳	480円
55～59歳	930円
60～64歳	1,800円
65～69歳	3,030円

介護一時金  
**700万円**コース

●支払対象外日数 / 90日

介護一時金 **700万円**

傷害死亡保険金 **100万円** (天災危険補償特約付き)

新規加入 満69歳まで	
被保険者年齢	月額保険料
40～44歳	180円
45～49歳	350円
50～54歳	640円
55～59歳	1,280円
60～64歳	2,490円
65～69歳	4,220円

★5歳きざみで保険料が変わります。  
例えば、500万円コースに59歳の時に加入すると月々930円のお支払いですが、誕生日を迎え60歳になった翌年1月1日時点から月々のお支払いは1,800円になります。



70歳継続時に選べる、3つのコース

そのまま継続の場合

コース変更の場合

介護一時金	介護一時金	介護一時金
500万円コース	300万円コース	100万円コース
介護一時金 <b>500万円</b>	介護一時金 <b>300万円</b>	介護一時金 <b>100万円</b>
傷害死亡保険金 <b>100万円</b>	傷害死亡保険金 <b>100万円</b>	傷害死亡保険金 <b>100万円</b>
被保険者年齢	被保険者年齢	被保険者年齢
70～74歳	70～74歳	70～74歳
75～79歳	75～79歳	75～79歳
月額保険料	月額保険料	月額保険料
6,380円	3,850円	1,330円
13,310円	8,010円	2,710円

70歳継続時に選べる、4つのコース

そのまま継続の場合

コース変更の場合

介護一時金	介護一時金	介護一時金	介護一時金
700万円コース	500万円コース	300万円コース	100万円コース
介護一時金 <b>700万円</b>	介護一時金 <b>500万円</b>	介護一時金 <b>300万円</b>	介護一時金 <b>100万円</b>
傷害死亡保険金 <b>100万円</b>	傷害死亡保険金 <b>100万円</b>	傷害死亡保険金 <b>100万円</b>	傷害死亡保険金 <b>100万円</b>
被保険者年齢	被保険者年齢	被保険者年齢	被保険者年齢
70～74歳	70～74歳	70～74歳	70～74歳
75～79歳	75～79歳	75～79歳	75～79歳
月額保険料	月額保険料	月額保険料	月額保険料
8,900円	6,380円	3,850円	1,330円
18,600円	13,310円	8,010円	2,710円

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。 ●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- 契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

コープの介護保険は 年齢による条件の違いや、原因に関係なく所定の介護状態になった場合には、介護一時金をお受取りいただけます。

告知の大切さ  
についてのご説明

●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。  
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

●告知の内容が正しくないや、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。